

～ 空き家について専門家に相談してみませんか？ ～

# 始良市空き家無料相談会

日時：令和5年12月2日(土)

午前10時30分から午後3時30分まで

※相談料無料

・受付は10時20分からです。

・相談会は10時30分からはじまります。

司法書士

法務局

解体工事業協会

宅地建物取引士

税理士

空き家相談業者

NPO法人

市役所

会場：イオンタウン始良

西街区2階タウンホール

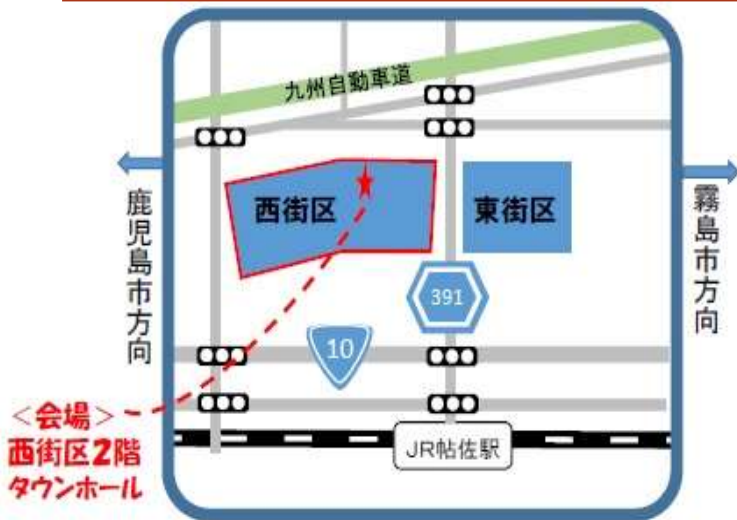
住所：始良市西餅田264-1

空き家に関する  
専門家をご相談  
にのります

事前予約制

相談時間 1組30分

個別相談ブース設置



相談には事前のお申し込みが必要です。

予約は先着順です。定員になり次第、締切りになります。

申込締切：令和5年11月15日(水)まで。

申込方法：お電話またはメールにてお願いします。

電話：0995-66-3111 (内線244・245)

【担当課】

受付：8:30～17:15 (平日)

始良市加治木町本町253番地

メール：seisaku@city.aira.lg.jp

始良市役所 地域政策課

## ～ 始良市空き家無料相談会について ～

空き家の管理・売買・活用・相続・相続登記・解体・生前整理・税金等に関する相談会です。

空き家に関してお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

空き家を放置した場合の啓発DVDも会場で上映しています。

### 司法書士

空き家の相続について

### 解体工事業協会

解体費用の目安について

### 空き家相談業者

全般について  
(管理・処分など)

### 税理士

相続税や贈与税、固定資産税について

### 法務局

空き家の相続登記について

### 宅地建物取引士

空き家の売買や賃貸について

### NPO法人

生前整理や活用について

### 市役所

空き家バンクや補助金について